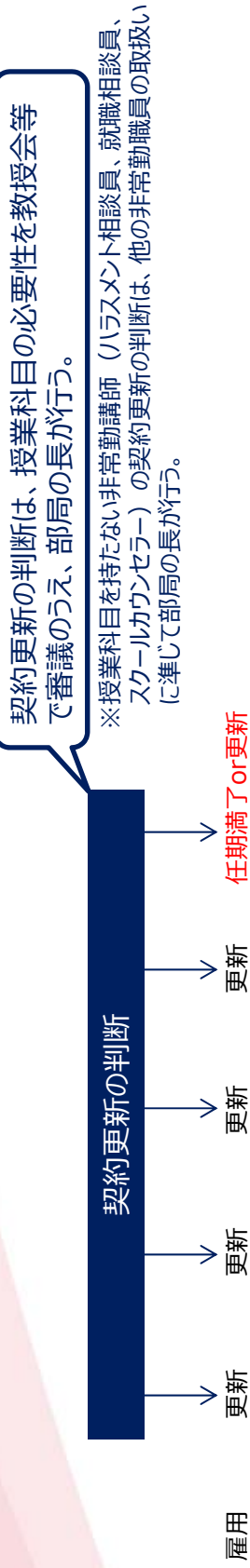


有期雇用職員の無期転換について (非常勤講師及び特別言語学講師)



無期転換申込権発生 / 申込

6年目 ⇒ 無期労働契約に転換

授業科目が継続することを前提とした

契約期間と空白期間の間の空白期間が6か月（前の契約期間が1年未満の場合にあっては、その期間に2分の1を乗じて得た期間（1か月未満の端数は1か月に切り上げて計算する。））以上である場合は、契約期間は通算されない。

前の契約期間	契約期間と空白期間の間の空白期間
① 2か月以下	1か月以上
② 2か月超～4か月以下	2か月以上
③ 4か月超～6か月以下	3か月以上
④ 6か月超～8か月以下	4か月以上
⑤ 8か月超～10か月以下	5か月以上
⑥ 10か月超	6か月以上

※③の例

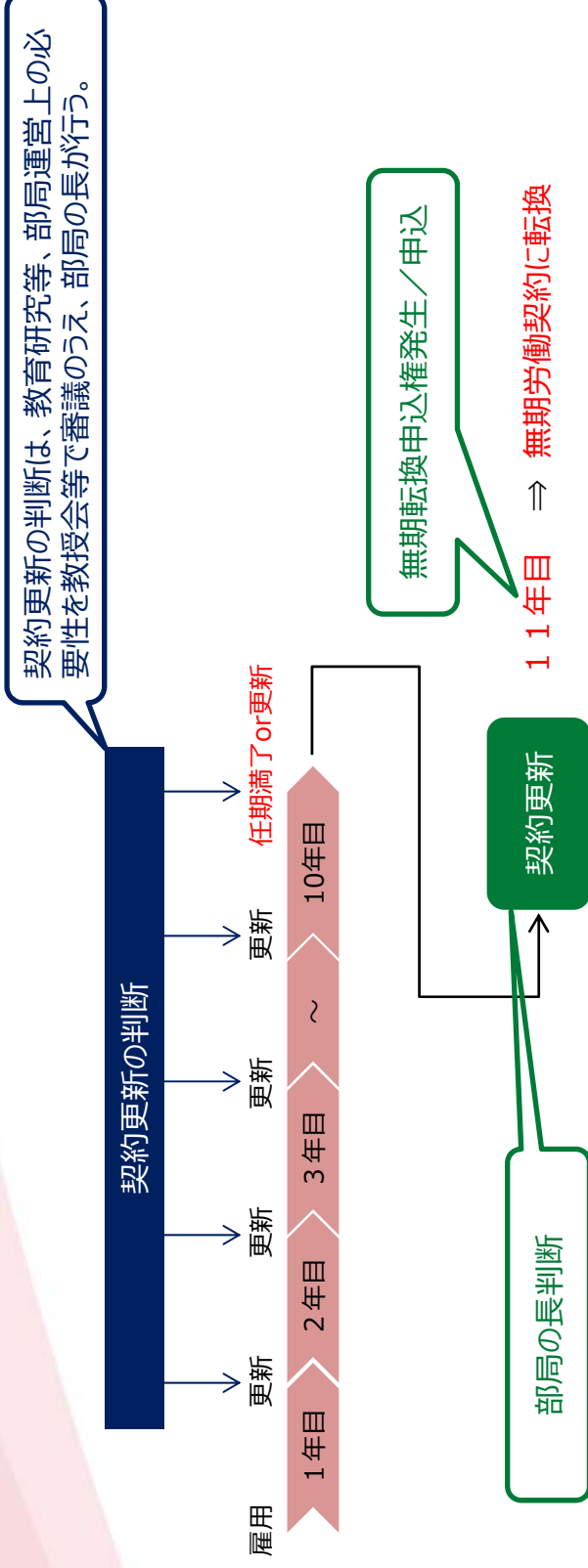
4/1 ~ 9/30 4/1 ~ 9/30

前の契約期間 空白期間（6月） 契約期間

6か月
前の契約期間は通算されない。

- 当該非常勤講師が担当する授業科目の必要性を考慮し、6年目の契約更新を行う。
- 6年目の契約期間中に無期転換の申込みを承諾する。
- 6年目の契約期間満了日の翌日から、無期労働契約となる。
- 無期転換された場合であっても、当該非常勤講師が担当する全ての授業科目が廃止された場合（他に担当できる授業科目がない場合）は、雇用関係を終了することとなる。（労働条件通知書にその旨明記する。）
- 一定期間在職した非常勤講師について、授業科目の必要性を考慮し、雇用期間が5年未満であっても無期登用の選考を行うことがある。

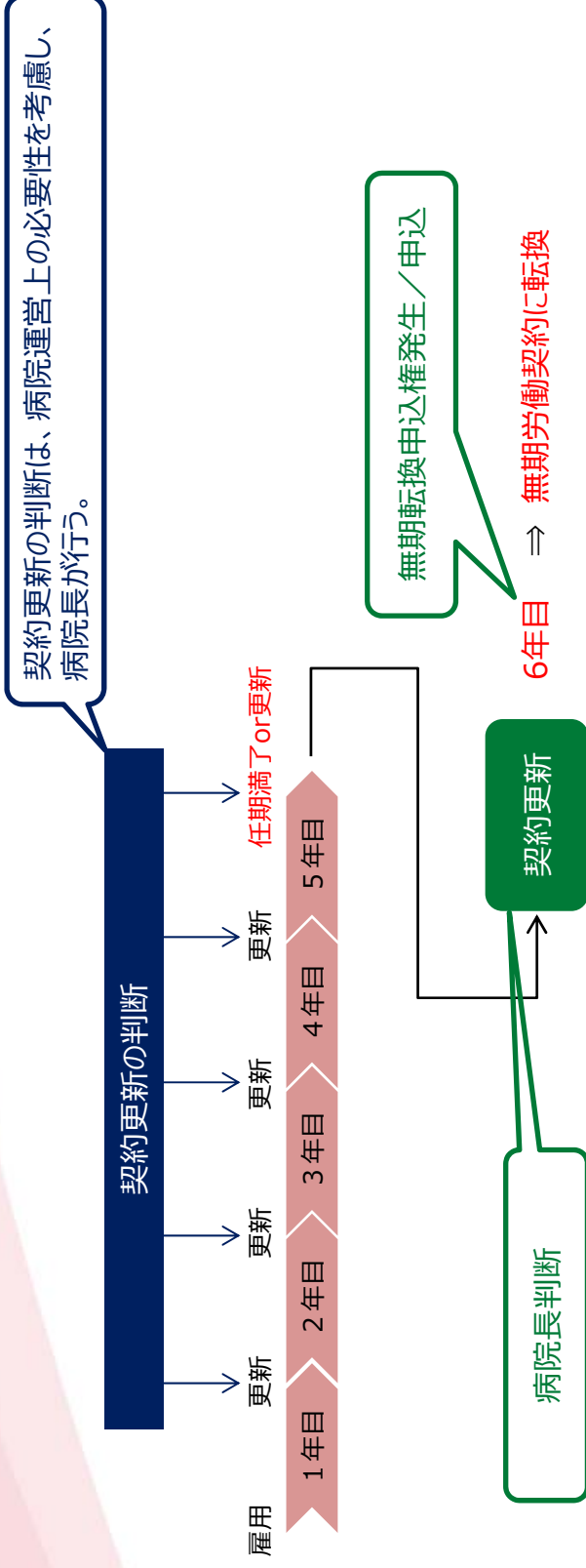
有期雇用職員の無期転換について (特任教員及び特任研究員)



- 当該特任教員、特任研究員の将来にわたる雇用経費及び教育研究等、部局運営上の必要性を考慮し、11年目の契約更新を行う。
- 11年目の契約期間中に無期転換の申込みを承諾する。
- 11年目の契約期間満了日の翌日から、無期労働契約となる。
- 一定期間在職した特任教員、特任研究員について、将来にわたる雇用経費及び教育研究等、部局運営上の必要性を考慮し、雇用期間が10年未満であっても無期登用の選考を行うことがある。

期限が定められた教育研究プロジェクト等、特定の業務に従事している特任教員及び特任研究員については、当該プロジェクト期間を前提として雇用していることから、あらかじめ定めた雇用期限をもって任期満了とする。なお、引き続き他の教育研究プロジェクト等による雇用の妨げるものではない。（この場合、契約期間は通算されるので留意すること。）

有期雇用職員の無期転換について (非常勤医師)



- 当該非常勤医師の将来にわたる雇用経費及び病院運営上の必要性を考慮し、6年目の契約更新を行う。
- 6年目の契約期間中に無期転換の申込みを承諾する。
- 6年目の契約期間満了日の翌日から、無期労働契約となる。
- 一定期間在職した非常勤医師について、将来にわたる雇用経費及び病院運営上の必要性を考慮し、雇用期間が5年未満であっても無期登用の選考を行うことがある。